

# 射水市教育委員会 3月定例会次第

日 時 令和5年3月27日(月)  
午後3時00分から  
場 所 本庁舎4階会議室401

## 1 会議録の承認

## 2 事務局報告

- (1) 令和5年3月市議会定例会の開催状況について 資料1
- (2) 射水市教育委員会の管理職等人事異動について 資料2
- (3) 令和4年度射水市立学校長・教頭の異動内申について 資料3

## 3 議案

- (1) 射水市教育委員会事務局組織規則の一部改正について 資料4
- (2) 射水市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部改正について 資料4 - 1
- (3) 射水市教育委員会個人情報保護条例施行規則の廃止について 資料4 - 2

## 4 各課等の連絡事項及び報告事項

- (1) 令和5年度小・中学校児童生徒見込数について (学校教育課) 資料5
- (2) 令和5年度学校三師の委嘱について (学校教育課) 資料6
- (3) 第33回東海北陸都市教育長協議会定期総会及び研究大会(射水大会)について (学校教育課) 資料7
- (4) 射水市民設放課後児童クラブひとり親家庭学級費減額事業補助金交付要綱の制定について (生涯学習・スポーツ課) 資料8
- (5) 令和5年度孫とおでかけ支援事業について (生涯学習・スポーツ課) 資料9
- (6) 新湊博物館ホームページリニューアルについて (生涯学習・スポーツ課) 資料10
- (7) 次期スポーツ推進計画の策定について (生涯学習・スポーツ課) 資料11
- (8) 令和4年度教育センター事業報告について (教育センター) 資料12
- (9) 教育委員会行事予定 資料13

## 5 その他

次回教育委員会の開催日時について

4月定例会 4月26日(水) 午後3時から 本庁舎会議室401

## 令和 5 年 3 月市議会開催状況について（教育委員会関係）

1 教育委員会関係議案等

- 議案第 1 号 令和 5 年度射水市一般会計予算  
議案第 8 号 令和 4 年度射水市一般会計補正予算（第 8 号）  
議案第 2 1 号 射水市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について  
議案第 2 2 号 射水市新湊博物館条例の一部改正について

2 代表質問、一般質問（教育委員会関係）（発言順）

（ 1 ）代表質問 3 月 3 日（金）

奈田 安弘 議員（自民議員会）

- 1 コミュニティ・スクールの導入について

（ 2 ）一般質問 3 月 6 日（月）、7 日（火）

○ 根木 武良 議員

- 1 生理用品の小・中学校の女子トイレの設置について  
2 小・中学校の学校給食費と保育所の副食費の無償化について  
（ 1 ）小・中学校の学校給食費の無償化について

○ 西元 勇司 議員（自民射水の会）

- 1 グローバル人材の育成について  
（ 1 ）日本の歴史主権、国際理解、外国語運用能力育成の取組内容について  
（ 2 ）主体性確立、社会的課題考察や判断力、解決の合意形成指導について  
（ 3 ）選挙権 18 歳に伴う国家・社会等の形成に参画する政治教育について

○ 西尾 哲 議員（自民射水の会）

- 1 6 体育館を 2 体育館への集約について  
（ 1 ）検討されてきた中で見えてきた課題、問題点について  
（ 2 ）今後のスケジュールについて

3 総務文教常任委員会 3 月 8 日（水）

付託案件

- ・ 予算議案以外の議案（条例改正）

## 報告事項

- ・コミュニティ・スクールの導入について
- ・休日部活動の地域移行等に向けた実証事業について
- ・射水市子どもの読書生活充実プラン（第4次）案について

## その他

- ・放生津小学校と新湊小学校の新設統合について

## 4 予算特別委員会 3月15日（水）・16日（木）

### （1）補正予算

- 高橋 久和議員（自民射水の会）
  - 1 空調設備改修工事について
    - （1）今回の事業内容について
    - （2）特別教室の空調設備の設置状況について
    - （3）補正予算債について
  
- 津田 信人議員（自民議員会）
  - 1 堀岡小学校、太閤山小学校、大門小学校空調設備改修工事について
    - （1）3校の新築年度について
    - （2）今回の事業内容について
    - （3）建設当時の3校の空調設備の工事費について
    - （4）工事期間について
    - （5）他の小・中学校における今後の空調設備工事の予定について
  
- 根木 武良議員
  - 1 パソコンが故障した修理代の保護負担について

### （2）当初予算

- 金 賢志議員（自民射水の会）
  - 1 スマートロックについて
    - （1）予算内容について
    - （2）スマートロック事業の利用方法について
  - 2 部活動の地域移行について
    - （1）参加生徒及び指導者数の推移、指導者の謝金について
    - （2）新年度及び改革推進期間の3ヶ年計画について
  
- 高橋 久和議員（自民射水の会）
  - 1 フットボールセンター使用料について
    - （1）同施設の利用状況と効果について

- 加治 宏規議員（自民射水の会）
  - 1 放生津小学校・新湊小学校について
    - （1）今後のスケジュールについて
    - （2）統合準備会における教育委員会の立ち位置について
    - （3）跡地利活用について
  - 2 射水っ子音楽活動推進事業について
  
- 津田 信人議員（自民議員会）
  - 1 部活動の地域移行実証事業の943万円の内容について
    - （1）予算の人件費、場所の費用について
    - （2）実証事業から見えてきた課題について
    - （3）今後の先進事例競技種目以外の展開について
    - （4）部活動の全員加入制の見直しについて
  
- 不後 昇議員
  - 1 クラブ活動の地域移行に対する対応について
    - （1）取組状況、課題、今後の考え方について
  - 2 学童保育について
    - （1）定員等に関する現状と課題に対する対応策について

5 本会議 3月17日（金）

## 議案第 2 号

射水市教育委員会事務局組織規則の一部改正について

射水市教育委員会事務局組織規則の一部を次のように改正する。

令和 5 年 3 月 2 7 日 提 出

射水市教育委員会

教育長 金 谷 真

## 射水市教育委員会規則第 号

射水市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

射水市教育委員会事務局組織規則（平成 2 1 年射水市教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

（組織）

第 2 条 事務局に次の課を置き、課に次の係を置く。

課	係
学校教育課	総務企画係、学校教育係
生涯学習・スポーツ課	生涯学習係、文化財係、スポーツ推進係

第 3 条第 1 項中「、班に班長を」を削る。

第 4 条中第 6 項を削り、第 7 項を第 6 項とし、第 8 項から第 1 4 項までを 1 項ずつ繰り上げる。

第 5 条生涯学習・スポーツ課の項第 1 3 号中「整備並びに」を削る。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

## 議案第 2 号

### 射水市教育委員会事務局組織規則の一部改正について

#### ( 説 明 )

令和 5 年 4 月の行政組織の改編（スポーツ施設整備班の廃止）に伴い、所要の改正を行うもの。

#### 1 改正内容

規則中、現行のスポーツ施設整備班に関する規定を削る。

#### 2 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日

射水市教育委員会事務局組織規則(平成21年射水市教育委員会規則第4号)の一部改正 新旧対照表

現行	改正後(案)												
<p>(組織)</p> <p>第2条 事務局に次の課を置き、課に次の係及び班を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">課</th> <th style="text-align: center;">係及び班</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校教育課</td> <td>総務企画係、学校教育係</td> </tr> <tr> <td>生涯学習・スポーツ課</td> <td>生涯学習係、文化財係、スポーツ推進係、スポーツ施設整備班</td> </tr> </tbody> </table> <p>(職の設置)</p> <p>第3条 事務局に局長を、課に課長を、<u>班に班長を</u>、係に係長を置く。</p> <p>2 (略)</p> <p>(職務)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 <u>班長は、上司の命を受け、班の事務を掌理し、その事務を処理するため、所属職員を指揮監督する。</u></p> <p>7 (略)</p> <p>8 (略)</p> <p>9 (略)</p> <p>10 (略)</p>	課	係及び班	学校教育課	総務企画係、学校教育係	生涯学習・スポーツ課	生涯学習係、文化財係、スポーツ推進係、スポーツ施設整備班	<p>(組織)</p> <p>第2条 事務局に次の課を置き、課に次の係_____を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">課</th> <th style="text-align: center;">係_____</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校教育課</td> <td>総務企画係、学校教育係</td> </tr> <tr> <td>生涯学習・スポーツ課</td> <td>生涯学習係、文化財係、スポーツ推進係_____</td> </tr> </tbody> </table> <p>(職の設置)</p> <p>第3条 事務局に局長を、課に課長を_____、係に係長を置く。</p> <p>2 (略)</p> <p>(職務)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>8 (略)</p> <p>9 (略)</p>	課	係_____	学校教育課	総務企画係、学校教育係	生涯学習・スポーツ課	生涯学習係、文化財係、スポーツ推進係_____
課	係及び班												
学校教育課	総務企画係、学校教育係												
生涯学習・スポーツ課	生涯学習係、文化財係、スポーツ推進係、スポーツ施設整備班												
課	係_____												
学校教育課	総務企画係、学校教育係												
生涯学習・スポーツ課	生涯学習係、文化財係、スポーツ推進係_____												

現行	改正後(案)
<p>11 (略)</p> <p>12 (略)</p> <p>13 (略)</p> <p>14 (略)</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第5条 課の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>学校教育課</p> <p>(1) ～ (24) (略)</p> <p>生涯学習・スポーツ課</p> <p>(1) ～ (12) (略)</p> <p>(13) スポーツ施設の<u>整備並びに維持管理運営及び委託に関する</u>こと。</p> <p>(14) ～(18) (略)</p>	<p>10 (略)</p> <p>11 (略)</p> <p>12 (略)</p> <p>13 (略)</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第5条 課の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>学校教育課</p> <p>(1) ～ (24) (略)</p> <p>生涯学習・スポーツ課</p> <p>(1) ～ (12) (略)</p> <p>(13) スポーツ施設の_____維持管理運営及び委託に関すること。</p> <p>(14) ～(18) (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>

令和5年4月 行政組織の改編について

現 行	令和5年4月
<p><b>企画管理部</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>人事課                             <ul style="list-style-type: none"> <li>人事係</li> <li>給与係</li> <li><b>行革推進係</b></li> </ul> </li> <li>未来創造課                             <ul style="list-style-type: none"> <li><b>広報・交流促進係</b></li> <li>DX推進班</li> </ul> </li> </ul>	<p><b>企画管理部</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>人事課                             <ul style="list-style-type: none"> <li>人事係</li> <li>給与係</li> </ul> </li> <li>未来創造課                             <ul style="list-style-type: none"> <li><b>広報・統計係</b></li> <li><b>行革推進係</b></li> <li>DX推進班</li> </ul> <p>○デジタル技術の活用により、事務の簡素化・効率化等、行革に関する取組を一層推進するため、DX推進を所管する未来創造課に「行革推進係」を移管する。</p> </li> </ul>
<p><b>市民生活部</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市民活躍・文化課                             <ul style="list-style-type: none"> <li>市民活躍推進係</li> <li>芸術文化振興係</li> </ul> </li> <li>生活安全課                             <ul style="list-style-type: none"> <li><b>交通政策係</b></li> <li>生活安全係</li> </ul> </li> <li>環境課                             <ul style="list-style-type: none"> <li><b>環境政策・保全係</b></li> <li>衛生施設整備推進班</li> </ul> </li> </ul>	<p><b>市民生活部</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市民活躍・文化課                             <ul style="list-style-type: none"> <li>市民活躍推進係</li> <li><b>交流促進係</b></li> <li>芸術文化振興係</li> </ul> <p>○多文化共生並びに国際交流及び都市間交流等の業務を未来創造課から移管し、地域レベル、市民レベルでの交流促進を図る。</p> </li> <li>生活安全課                             <ul style="list-style-type: none"> <li>生活安全係</li> <li><b>交通政策班</b></li> </ul> <p>○自動運転バスの実証運行や住民主体の移動手段に関する取組等、今後の地域公共交通の在り方を検討する体制を強化するため、交通政策係を「交通政策班」とする。</p> </li> <li>環境課                             <ul style="list-style-type: none"> <li><b>ゼロカーボン推進係</b></li> <li><b>環境保全係</b></li> <li>衛生施設整備推進班</li> </ul> <p>○全国的に脱炭素地域社会の実現が求められている中、本市においてもその取組を強化するため、環境政策・保全係を分割し、役割分担による体制整備を図る。</p> </li> </ul>



現 行	令和5年4月												
<p><b>教育委員会</b></p> <p>生涯学習・スポーツ課 — 生涯学習係  — 文化財係  — <u>スポーツ推進係</u></p> <p>— <u>スポーツ施設整備班</u></p>	<p><b>教育委員会</b></p> <p>生涯学習・スポーツ課 — 生涯学習係  — 文化財係  — スポーツ推進係</p> <p>○市フットボールセンターの施設整備が完了したことから、スポーツ施設整備班を廃止する。</p>												
<p><b>消防本部</b></p> <p>防災課 — 予防係  — 警防係  — <u>通信指令第1係</u>  — <u>通信指令第2係</u></p>	<p><b>消防本部</b></p> <p>防災課 — 予防係  — 警防係</p> <p><u>通信指令課</u> — <u>通信指令第1係</u>  — <u>通信指令第2係</u></p> <p>○今後の消防指令システムの高度化を見据え、通信指令業務の専門性を高めるとともに、迅速な方針決定や適切な出動指令を確実にを行う体制強化を図る。</p>												
<table border="1" data-bbox="227 1553 678 1780"> <tr> <td>課、局、監</td> <td>43 (37)</td> </tr> <tr> <td>班</td> <td>6 (6)</td> </tr> <tr> <td>係、地区センター</td> <td>100 (78)</td> </tr> </table> <p>※ ( ) は消防を除く。</p>	課、局、監	43 (37)	班	6 (6)	係、地区センター	100 (78)	<table border="1" data-bbox="1045 1553 1495 1780"> <tr> <td>課、局、監</td> <td>44 (37)</td> </tr> <tr> <td>班</td> <td>6 (6)</td> </tr> <tr> <td>係、地区センター</td> <td>101 (79)</td> </tr> </table> <p>※ ( ) は消防を除く。</p>	課、局、監	44 (37)	班	6 (6)	係、地区センター	101 (79)
課、局、監	43 (37)												
班	6 (6)												
係、地区センター	100 (78)												
課、局、監	44 (37)												
班	6 (6)												
係、地区センター	101 (79)												

議案第 3 号

射水市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部改正につ

いて

射水市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を次のように改正する。

令和 5 年 3 月 2 7 日 提 出

射水市教育委員会

教育長 金 谷 真

射水市教育委員会規則第 号

射水市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する

規則

射水市教育委員会教育長に対する事務委任規則(平成 1 7 年射水市教育委員会規則第 5 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 3 号中「射水市個人情報保護条例(平成 1 7 年射水市条例第 2 1 号)第 1 9 条」を「個人情報の保護に関する法律(平成 1 5 年法律第 5 7 号)第 8 2 条」に改め、同項第 4 号中「射水市個人情報保護条例第 4 2 条第 1 項」を「個人情報の保護に関する法律第 1 0 5 条」に改める。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

## 議案第 3 号

射水市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部改正について

( 説 明 )

個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)の一部改正に伴い、個人情報の取扱いに関し、地方公共団体の機関(議会を除く。)についても同法の規定が適用されることとされ、本市個人情報保護条例が廃止されたことから、所要の改正を行うもの。

### 1 改正内容

射水市個人情報保護条例(平成17年射水市条例第21号)の廃止に伴い、同条例の引用部分について改正を行うもの。

### 2 施行期日

令和5年4月1日

射水市教育委員会教育長に対する事務委任規則(平成17年射水市教育委員会規則第5号)一部改正 新旧対照表

現行	改正後(案)
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(教育長に対する委任事務)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項第11号及び第13号の規定にかかわらず、次に掲げる事務を教育長に委任する。</p> <p>(1) 射水市情報公開条例(平成17年射水市条例第20号)第11条第1項に規定する決定について提起された訴訟等処理すること。</p> <p>(2) 射水市情報公開条例第16条第1項の規定により射水市情報公開・個人情報保護審査会に諮問をすること。</p> <p>(3) <u>射水市個人情報保護条例(平成17年射水市条例第21号)第19条</u>に規定する決定について提起された訴訟等処理すること。</p> <p>(4) <u>射水市個人情報保護条例第42条第1項</u>の規定により射水市情報公開・個人情報保護審査会に諮問をすること。</p> <p>(教育長の臨時代理)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(委員会の会議の報告)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(委任事務の処理の特例)</p> <p>第5条 (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(教育長に対する委任事務)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項第11号及び第13号の規定にかかわらず、次に掲げる事務を教育長に委任する。</p> <p>(1) 射水市情報公開条例(平成17年射水市条例第20号)第11条第1項に規定する決定について提起された訴訟等処理すること。</p> <p>(2) 射水市情報公開条例第16条第1項の規定により射水市情報公開・個人情報保護審査会に諮問をすること。</p> <p>(3) <u>個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第82条</u>に規定する決定について提起された訴訟等処理すること。</p> <p>(4) <u>個人情報の保護に関する法律第105条</u>の規定により射水市情報公開・個人情報保護審査会に諮問をすること。</p> <p>(教育長の臨時代理)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(教育長の臨時代理)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(委任事務の処理の特例)</p> <p>第5条 (略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>

議案第 4 号

射水市教育委員会個人情報保護条例施行規則の廃止について

射水市教育委員会個人情報保護条例施行規則を廃止する規則を次のように定める。

令和 5 年 3 月 2 7 日 提 出

射水市教育委員会

教育長 金 谷 真

射水市教育委員会規則第 号

射水市教育委員会個人情報保護条例施行規則を廃止する規則

射水市教育委員会個人情報保護条例施行規則(平成 1 7 年射水教育委員会規則第 9 号)は、廃止する。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

## 議案第 4 号

### 射水市教育委員会個人情報保護条例施行規則の廃止について

#### ( 説 明 )

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の一部改正に伴い、個人情報の取扱いに関し、地方公共団体の機関(議会を除く。)についても同法の規定が適用されることとされ、本市個人情報保護条例が廃止されたことから、この規則を廃止するもの。

#### 1 改正内容

射水市個人情報保護条例(平成17年射水市条例第21号)の廃止に伴い、教育委員会個人情報保護条例施行規則を廃止するもの。

#### 2 施行期日

令和5年4月1日

射水市教育委員会個人情報保護条例施行規則(平成17年射水市教育委員会規則第9号) 新旧対照表

現行	改正後(案)
<p>射水市教育委員会が保有する個人情報に係る射水市個人情報保護条例(平成17年射水市条例第21号)の施行については、射水市個人情報保護条例施行規則(平成17年射水市規則第13号)の規定の例による。</p>	<p>廃止</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、令和5年4月1日から施行する。</p>

## 令和5年度小・中学校児童生徒見込数(令和5年3月9日現在)

## 小学校

学校名	1年		2年		3年		4年		5年		6年		特支		計	
	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数
放生津小	1	13	1	24	1	13	1	23	1	12	1	24	2	5	8	114
新湊小	2	38	1	35	2	38	1	35	2	36	2	41	3	4	13	227
作道小	2	47	2	51	2	49	2	54	2	57	2	67	2	8	14	333
片口小	1	21	1	31	1	30	1	27	1	33	2	40	2	4	9	186
堀岡小	1	24	1	21	1	17	1	22	1	23	1	23	3	7	9	137
東明小	2	39	2	43	2	38	2	48	2	52	2	41	2	7	14	268
塚原小	1	27	1	20	1	30	1	11	1	18	1	21	2	5	8	132
小杉小	3	93	3	103	3	98	4	105	3	88	3	82	6	30	25	599
金山小	1	8	1	9	1	7	1	12	1	8	1	12	2	4	8	60
歌の森小	3	73	3	74	3	71	3	74	2	67	2	62	6	21	22	442
太閤山小	2	59	3	68	2	56	2	66	2	61	2	60	3	9	16	379
中太閤山小	2	39	2	54	2	46	2	51	2	51	2	39	3	8	15	288
大門小	3	95	3	97	3	97	4	107	4	115	3	103	6	20	26	634
下村小	1	8	1	7	1	9	1	9	1	13	1	10	0	0	6	56
大島小	4	112	3	98	3	98	3	102	3	83	3	96	5	25	24	614
合計	29	696	28	735	28	697	29	746	28	717	28	721	47	157	217	4,469

## 中学校

学校名	1年		2年		3年		特支		計	
	学級	生徒数	学級	生徒数	学級	生徒数	学級	生徒数	学級	生徒数
新湊中	2	57	2	71	2	74	2	7	8	209
新湊南部中	2	66	3	91	2	74	2	2	9	233
射北中	3	84	3	108	3	109	2	7	11	308
小杉中	6	203	6	210	6	208	4	16	22	637
小杉南中	3	101	3	103	3	87	2	5	11	296
大門中	6	227	7	244	7	245	4	21	24	737
合計	22	738	24	827	23	797	16	58	85	2,420



令和 5 年 3 月 2 7 日  
学 校 教 育 課

令和 5 年度学校三師の委嘱（予定）について

令和 5 年度の学校三師（学校医・学校歯科医・学校薬剤師）の委嘱について、下記のとおり報告します。

記

1 異動報告

( 1 ) 学校医 小学校 7 校、中学校 3 校

学校名	退 任	新 任
放生津小学校 (眼科)	芳村 賀洋子	植田 芳樹(うえた よしき)
	真生会富山病院(下若)	真生会富山病院(下若)
新湊小学校 (眼科)	芳村 賀洋子	植田 芳樹(うえた よしき)
	真生会富山病院(下若)	真生会富山病院(下若)
歌の森小学校 (内科)	木田 和典	吉崎 達郎(よしざき たつお)
	木田小児科医院(東太閤山)	真生会富山病院(下若)
太閤山小学校 (内科)	山谷 怜司	富川 武樹(とみかわ たつき)
	蜷川医院(戸破)	富川クリニック(南太閤山)
中太閤山小学校 (内科)	木田 和典	高畠 章司(たかばたけ しょうじ)
	木田小児科医院(東太閤山)	高畠小児科クリニック(戸破)
下村小学校 (内科)	高橋 徹	西森 弘(にしもり ひろし)
	高橋医院(黒河)	はぎの里クリニック (加茂西部)

大島小学校 (内科)	木田 和典	高畠 琢磨(たかばたけ たくま)
	木田小児科医院(東太閤山)	高畠小児科クリニック(戸破)

小杉中学校 (内科)	木田 和典	山谷 怜司(やまたに さとし)
	木田小児科医院(東太閤山)	蜷川医院(戸破)
小杉南中学校 (内科)	木田 和典	富川 武樹(とみかわ たつき)
	木田小児科医院(東太閤山)	富川クリニック(南太閤山)
大門中学校 (内科)	吉崎 達郎	加藤 久人(かとう ひさと)
	真生会富山病院(下若)	加藤整形外科脊椎スポーツ クリニック(橋下条)

(2) 学校歯科医 中学校 1校

新湊中学校 (歯科)	安田 篤	安田 由美(やすだ ゆみ)
	安田歯科医院(庄川本町)	安田歯科医院(庄川本町)

(3) 学校医(耳鼻科)、学校薬剤師 異動なし

(4) 学校医(眼科医)の異動について

別紙の「令和5年度学校医、学校歯科医及び学校薬剤師一覧表(予定)」の眼科医の「未定」部分については、真生会富山病院眼科医が就任予定。

2 令和5年度学校医、学校歯科医及び学校薬剤師一覧表(予定)  
別紙のとおり

## 別紙

## 令和5年度学校医、学校歯科医及び学校薬剤師一覧表（予定）

令和5年3月27日現在

学校名	学校医（内科）	”（耳鼻科）	”（眼科）	学校歯科医	学校薬剤師
放生津小学校	宮林弘太郎	村井 満	植田 芳樹	松木 基祐	永野 康己
新湊小学校	姫野 洋一 姫野万里子	村井 満	植田 芳樹	稲田 雅一	酢谷 睦美
作道小学校	山崎 雅和	村井 満	未定	高畑 保夫	上田 利幸
片口小学校	大野 太郎 西森 弘	村井 満	植田 芳樹	夏目もえこ	高松 宏成
堀岡小学校	姫野万里子	村井 満	未定	伊藤 聡	高松 宏成
東明小学校	村上 薫	村井 満	未定	三崎 広樹	松田 素子
塚原小学校	姫野万里子	村井 満	未定	青木 一登	奥村 真樹
小杉小学校	高畠 章司 高橋 徹(ニケ) 吉崎 達郎	真鍋 恭弘	大角智壽子	中沖 一人	伏喜 壮成
金山小学校	吉崎 達郎	長崎 正男	大角智壽子	高畠 隆	荒谷 一樹
歌の森小学校	高畠 章司 吉崎 達郎	真鍋 恭弘	植田 芳樹	大谷 敦志	友成 真理
太閤山小学校	大角 誠治 富川 武樹	長崎 正男	大角智壽子	片口 宗久	荒谷 裕子
中太閤山小学校	松本 邦彦 高畠 章司	真鍋 恭弘	大角智壽子	黒川勇次郎	澤井由紀子
大門小学校	豊田 貢一 道振 義治 野澤 寛 太田 雅也	長崎 正男	大角智壽子	山崎 史晃 高田 恒弘	恒枝伊都子
下村小学校	西森 弘	長崎 正男	大角智壽子	和田 三茂	松田 素子
大島小学校	豊田 貢一 高畠 琢磨	長崎 正男	植田 芳樹	奥村 俊晴 稲田 雅一	森永 泉

学校名	学校医（内科）	”（耳鼻科）	”（眼科）	学校歯科医	学校薬剤師
新湊中学校	矢野 博一	村井 満	未定	安田 由美	永野 康己
新湊南部中学校	宮林弘太郎	村井 満	未定	渡辺 光生	上田 利幸
射北中学校	姫野万里子	村井 満	未定	橋本 昌人	宮嶋 典子
小杉中学校	北林 正宏 高橋 徹(ニケ) 山谷 怜司	真鍋 恭弘	大角智壽子	高畠 隆	岡本 祐太郎
小杉南中学校	大角 誠治 富川 武樹	真鍋 恭弘	大角智壽子	黒川勇次郎	藤岡 孝志
大門中学校	駒井 理 野澤 寛 加藤 久人	長崎 正男	大角智壽子	岩井 健治	山崎 禎直

幼稚園名	学校医（内科）	”（耳鼻科）	”（眼科）	学校歯科医	学校薬剤師
七美幼稚園	村上 薫	村井 満	未定	三崎 広樹	宮嶋 典子
大門わかば幼稚園	藤田 克	真鍋 恭弘	橋本 義弘	清水 秀明	山崎 禎直

第33回東海北陸都市教育長協議会定期総会並びに研究大会  
(令和5年度射水大会) 開催要項

開催日時 令和5年4月20日(木)～21日(金)

開催場所 高周波文化ホール(新湊中央文化会館)  
〒934-0016 富山県射水市三日曾根3-23  
0766-82-8400

<第1日> 4月20日(木) 高周波文化ホール 1階 小ホール

1. 総会 13時45分～14時45分

(1) 開会宣言

(2) 東海北陸都市教育長協議会会長あいさつ

(3) 来賓祝辞 富山県教育委員会教育長

(4) 開催地市長あいさつ 射水市長

(5) 日程説明

(6) 会員異動報告

(7) 議長選出

(8) 議事

議案第1号 令和4年度事業報告について

議案第2号 令和4年度歳入歳出決算及び監査報告について

議案第3号 令和5年度役員選出について

議案第4号 令和5年度事業計画(案)について

議案第5号 令和5年度歳入歳出予算(案)について

議案第6号 次回総会開催地(愛知県)について

その他

(9) 新役員の紹介

(10) 次年度総会開催都市教育長あいさつ

(11) 閉会

(休憩)

2. 研究大会 15時00分～17時30分

(1) 事例研究発表(15:00～16:00) 発表時間は、15分～20分を想定

三重県 熊野市

福井県 大野市

(移動)

(2) 分科会(16:05～17:00) 3分科会を予定

ア: 第1分科会 教育行財政部会 3階 第3研修室

イ: 第2分科会 学校教育部会 1階 小ホール

ウ: 第3分科会 生涯学習部会 3階 第2研修室

(移動・休憩)

(3) 分科会報告(17:10～17:30) 各分科会5分以内で報告

1階 小ホール

3. 情報交換会 クロスベイ新湊 iCNホール

・各県の状況報告、懇談等 18時30分～20時30分

<第2日> 4月21日(金)

4. 文教施設等視察研修

A <内川散策コース(散歩コース)>		
時間	内容	場所
8:40	集合	第一イン新湊正面玄関前集合
8:50	出発(徒歩移動)	
9:00~9:40	視察見学(徒歩移動)	内川周辺、川の駅新湊
	(バス移動)	
9:50~10:30	視察見学	新湊博物館
	(バス移動)	
10:45~11:15	視察見学	オリバースポーツフィールド射水
B <放生津八幡宮コース(お祭りコース)>		
時間	時間	時間
8:40	集合・バス乗車	第一イン新湊正面玄関前集合
8:50	出発	
9:00~9:30	視察見学	オリバースポーツフィールド射水
	(バス移動)	
9:45~10:25	視察見学	放生津八幡宮
	(バス移動)	
10:35~11:15	視察見学	新湊博物館
C <海王丸パークコース(海のコース)>		
時間	時間	時間
8:40	集合・バス乗車	第一イン新湊正面玄関前集合
8:50	出発	
9:00~9:40	視察見学	新湊博物館
	(バス移動)	
10:00~10:30	視察見学	オリバースポーツフィールド射水
	(バス移動)	
10:40~11:15	視察見学	海王丸パーク
共通		
11:30~12:20	昼食	新湊きつときと市場
12:30	(バス移動)解散	12:45 クロスベイ新湊
		13:05 新高岡駅
		13:15 高岡駅

参考

令和5年2月現在

北陸新幹線	新高岡	金沢				
	13:24	13:38 着				
あいの風とやま	高岡	金沢				
	13:34	14:16 着				
	14:04	14:44 着				
特急サンダーバード (大阪行)		金沢	福井			
		14:20	15:06 着			
特急しらさぎ(名古屋行)	.....	金沢	福井	米原	岐阜	名古屋
		13:48	14:34	15:44	16:26	16:49 着
		14:48	15:35	16:44	17:26	17:49 着
東海道新幹線(東京行)	.....			米原	名古屋	
				15:57	16:25 着	
				16:57	17:25 着	

## ■視察研修コース（各コース35名程度）

### A 内川散策コース



内川周辺は19世紀に北前船の中継点として栄えてきた街です。内川は『日本のベニス』といわれており、漁船の停泊するまちなみや、川にかかる12本の橋など港町ならではの風景が、人々を魅了し、映画やドラマのロケ地としても注目されています。

①内川散策 → ②新湊博物館 → ③オリバースポーツフィールド射水

### B 放生津八幡宮コース



放生津八幡宮は奈良時代に大伴家持が宇佐八幡宮を勧請したことが創始と伝えられています。放生津八幡宮祭の曳山・築山行事は2021年に国重要無形民俗文化財に指定され、地域の人々にとって大切な行事として、今日まで継承されています。

①オリバースポーツフィールド射水 → ②放生津八幡宮 → ③新湊博物館

### C 海王丸パークコース

海王丸は、商船学校の練習船として、誕生した帆船です。昭和5年に進水して以来、59年間に地球約50周を航海し11,190名もの海の若人を育てました。海王丸パークでは、海王丸を現役当時のまま、公開しています。

①新湊博物館 → ②オリバースポーツフィールド射水 → ③海王丸パーク



R5東海北陸都市教育長協議会総会並びに研究大会（射水大会）

### <全コース共通>

#### オリバースポーツフィールド射水

2022年4月に射水ベイエリアにオープンしました。富山県西部では初となる大規模なフットボールセンターであり、サッカーやラグビーが行える人工芝コート2面と屋根付きフットサル場が整備され、自動で撮影配信を実現するAIカメラとローカル5Gの導入で、試合のライブ配信や遠隔での指導を行うことができる施設となっております。



#### 新湊博物館

江戸時代後期、和算家、測量家石黒信由以下4代がのこした「高樹文庫」資料を中核に、陶芸家で人間国宝第1号石黒宗麿の作品、新湊とその周辺地域の歴史・民俗資料を展示しています。



## 射水市民設放課後児童クラブひとり親家庭学級費減額事業補助金交付要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、ひとり親家庭の民設放課後児童クラブ学級費の負担を軽減し、当該ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援することを目的に、射水市民設放課後児童クラブひとり親家庭学級費減額事業を実施するに当たり、射水市補助金等交付規則（平成17年射水市規則第28号。以下「規則」という。）第17条の規定に基づき、射水市民設放課後児童クラブひとり親家庭学級費減額事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ひとり親家庭 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。
- (2) 放課後児童健全育成事業 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法律」という。）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業をいう。
- (3) 放課後児童健全育成事業者 放課後児童健全育成事業を行う者（国及び地方公共団体を除く。）をいう。
- (4) 民設放課後児童クラブ 放課後児童健全育成事業者が設置した放課後児童健全育成事業を行う場所をいう。
- (5) 対象者 市内に住所を有するひとり親家庭の父又は母であって、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第6条の認定を受け、児童扶養手当を受給しているものをいう。
- (6) 対象児童 対象者が看護している対象者の子をいう。
- (7) 長期休暇利用児童 対象児童であって、民設放課後児童クラブを学校休業日等に利用するものをいう。
- (8) 学級費 放課後児童健全育成事業者が対象者から徴収する放課後児童健全育成事業を実施するために必要な経費の一部をいう。

## (補助金の交付の対象)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「事業者」という。）は、対象児童が利用している民設放課後児童クラブの運営を行っている放課後児童健全育成事業者とする。

## (補助金の額)

第4条 補助金の額は、次に掲げる額の合計額とする。

(1) 事業者が運営する民設放課後児童クラブを対象児童(長期休暇利用児童を除く。)が利用した月(1月当たりの学級費が4,000円以上の月に限る。)の数に2,000円を乗じて得た額

(2) 事業者が運営する民設放課後児童クラブを長期休暇利用児童が利用した月(1月当たりの学級費が4,000円以上の月に限る。)の数(長期休暇利用児童1人につき1を限度とする。)に2,000円を乗じて得た額

(対象者の資格認定申請)

第5条 学級費の減額を受けようとする対象者は、民設放課後児童クラブひとり親家庭学級費減額事業補助金資格認定申請書(様式第1号)を事業者を通じて市長に提出しなければならない。

(対象者の資格認定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、内容を審査し、要件に該当すると認めたときは、民設放課後児童クラブひとり親家庭学級費減額事業補助金資格認定決定書(様式第2号)を事業者を通じて当該対象者に交付するものとする。

(資格喪失の届出)

第7条 対象者は、第2条第5号に規定する対象者に該当しなくなったときは、速やかに市長に申し出なければならない。

(補助金の交付の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする事業者は、規則第4条の補助金等交付申請書に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、当該申請の内容を審査し、適当と認めたときは、規則第5条第3項の補助金等交付決定通知書により当該事業者に通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第10条 前条の規定による通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金等の交付決定を受けた後において、補助事業の内容を変更しようとするとき、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに規則第10条の補助事業等変更(中止・廃止)承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助金の交付の請求)

第11条 補助事業者が、補助金の交付を受けようとするときは、規則第11条第2項の補助金等交付請求書を市長に提出しなければならない。



(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日までに、規則第12条の補助事業実績報告書に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、実績報告書の提出があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、規則第13条の補助金等確定通知書により当該補助事業者に通知するものとする。ただし、確定額が第9条の規定により通知した額と同額の場合は、確定の旨の通知を省略することができる。

(補助金の返還)

第14条 市長は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、すでにその額を超える補助金が交付されているときは、当該補助事業者に対し、期限を定めてその超える部分の返還を求めるものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

生涯学習・スポーツ課

(計14市町村、60施設)

市町村	対象施設	開始時期
射水市(2施設)	射水市新湊博物館、射水市大島絵本館	平成27年12月
富山市(14施設)	ファミリーパーク、科学博物館、郷土博物館、佐藤記念美術館、民俗民芸村(7館)、猪谷関所館、大山歴史民俗資料館、八尾おわら資料館、旧森家住宅、浮田家住宅、八尾曳山展示館、ガラス美術館、旧馬場家 八尾化石資料館(例年の営業は4/22~5/10 7/22~8/31)	平成24年7月
砺波市(6施設)	チューリップ四季彩館、砺波市美術館、松村外次郎記念庄川美術館、庄川水資料館、となみ散居村ミュージアム(民具館)、砺波市出町子供歌舞伎曳山会館	平成27年4月
小矢部市(2施設)	クロスランドタワー、ダ・ピンチテクノミュージアム (共にクロスランドおやべ内施設)	平成27年8月
南砺市(12施設)	城端曳山会館、じょうはな織館、五箇山和紙の里、五箇山民俗資料館、塩硝の館、利賀瞑想の郷、井波彫刻総合会館、いのくち椿館、園芸植物園、福光美術館(常設展のみ)、棟方志功記念館「愛染苑」、松村記念会館	平成27年8月
高岡市(10施設)	万葉歴史館、藤子・F・不二雄ふるさとギャラリー、ミュゼふくおかカメラ館、福岡歴史民俗資料館、高岡市土蔵造りのまち資料館、鋳物資料館、武田家住宅、伏木北前船資料館、伏木気象資料館、高岡御車山会館	平成29年4月
氷見市(3施設)	氷見市潮風ギャラリー(藤子不二雄Aアートコレクション)、氷見市立博物館、氷見市海浜植物園	平成29年8月
滑川市(2施設)	ほたるいかミュージアム、滑川市立博物館	平成30年4月
舟橋村	対象施設無し	
上市町	対象施設無し	
立山町	対象施設無し	
魚津市(2施設)	魚津埋没林博物館、魚津水族館	平成30年5月
黒部市(5施設)	黒部市吉田科学館、黒部市歴史民族資料館、黒部市美術館、セレネ美術館、YKKセンターパーク	平成31年4月
入善町(2施設)	入善町下山芸術の森発電所美術館、舟見城址館	令和5年4月

(令和5年4月1日現在)

## 資料 | 射水市新湊博物館ホームページのリニューアルについて

新年度（4月1日）から、博物館を紹介するホームページを、「分かりやすい、行きたくなる、繰り返し見たい」ホームページとなるようにリニューアルしました。収蔵資料の紹介コーナーを拡充し、子ども向けサイトを新設しました。

### 1 リニューアル後のホームページのポイント

トップページを刷新し、動画で館内外の様子を紹介するなどデザイン、ページ構成を見直し、下記の新機能を追加しました。今後は、スマートフォンやタブレット等でもご覧いただけます。

#### (1) 収蔵資料ページを充実

- ・江戸時代の絵図は広域図と村ごとの詳細な地図を関連付けたことで、見たい絵図を素早く検索できます
- ・中心コレクションである石黒信由関係資料に加え、石黒宗麿、郷倉千鞆・和子ら射水ゆかりの美術家たちの作品を高画質画像で見ることができます。
- ・市内に伝えられてきた戦国時代以降の古文書の画像を公開しました。
- ・一部の古文書は活字も合わせて表示されるように組合せ、読解も便利になりました。

#### (2) こども博物館ページを新設

- ・子どもたちのふるさと学習にも役立てていただけるように、博物館を分かりやすく紹介する子ども向けページを新たに設けました。
- ・小学生にも読みやすくふりがなを付け、江戸時代の測量体験学習の方法をイラストや動画で紹介したほか、クイズコーナーを設けるなど楽しくご覧いただけるようにしました。

#### (3) 館内をバーチャル画像で紹介

360度画像で館内展示室を案内する「バーチャルツアー」ページを作りました。いつでもどこにいても博物館を見学することができます。



## 次期スポーツ推進計画の策定について

## 1 目的

平成26年度に策定した「射水市スポーツ推進計画」が令和5年度までの計画期間となっていることから、令和6年度を初年度とする新たな計画を策定するもの。

## 2 計画策定に係る令和5年度予算

106千円

(内訳)

スポーツ推進審議会開催経費(委員報酬、学識経験者アドバイザー報償費等)

## 3 今後のスケジュールについて

年月	内容
(令和4年度)	
令和5年2月	スポーツに関する市民意識調査を実施(1000人)
3月	教育委員会からスポーツ推進審議会へ諮問
(令和5年度)	
4月	小、中、高校生及び競技団体へアンケート調査を実施
8月	第1回スポーツ推進審議会(現計画の成果及び課題、アンケート調査の結果報告、次期計画骨子案の提示)
10月	第2回スポーツ推進審議会(計画素案の検討)
12月	パブリックコメント実施
令和6年1月	第3回スポーツ推進審議会(答申案の決定)
2月	スポーツ推進審議会から教育委員会へ答申
3月	教育委員会及び市議会へ次期計画案を報告

スポーツ推進審議会開催後、その内容等を教育委員会及び市議会へ報告する予定

## 令和4年度 射水市教育センター事業報告

## 1 調査研究事業

委員会名	内 容	調査研究員	回数・会場
全国学力・学習状況調査に関する調査研究委員会	全国学力・学習状況調査結果を分析するとともに、今後の取組についての方向性について調査研究をする。	小学校教諭 4名 (国語・算数・理科-生指) 中学校教諭 4名 (国語・数学・理科-カ指)	2時間・2回 ①5月26日(木) ②9月6日(火) オンライン・市庁舎
学び高め合う集団づくりの支援に関する調査研究委員会	学び高め合いを推進するための効果的な「WEBQU調査」の分析と活用について調査研究をする。	令和4年度推進校教頭等 令和5年度推進校教頭等	2時間・1回 2月14日(火)) 布目分庁舎別館
小・中学校におけるICT教育推進に関する調査研究	小・中学校におけるICT教育を推進するための工夫や方法について検討する。 (ICT活用スタンダード、ICT活用ヒント集の作成)	小中学校管理職 小中学校推進委員 ICTマイスター教員(兼可) 各校1名計21名	1.5時間・4回 ①4月27日(水) ②7月7日(木) ③8月8日(月) ④11月17日(木) 市庁舎等

## 2 教職員研修事業

研修会名	主 旨	講 師 等	対 象 者	期日・会場
教育講演会 (学級づくり)	WEBQUを活用した学級集団づくりについて学ぶ。	早稲田大学教育・総合科学学術院 教授 河村 茂雄	悉皆 オンライン参加 ※校長は集合型	7月28日(木) 13:30～16:30 市民交流プラザ
新規採用教員 研修会	ストレスとの付き合い方の手法を学ぶとともに、対人関係ゲームを通して心の安定を図る。	市教育長 市教育相談員 東 美津子	新規採用教員 25名	5月18日(水) 13:30～16:30 市民交流プラザ
情報活用能力 向上研修会	A ICT機器を効果的に活用するための体験的な研修や授業研究・協議会を通して、実践的指導力の向上を図る。	富山大学大学院 准教授 長谷川春生 市ICTマイスター教員 ①近藤教諭(下村小) ②友蔭教諭(小杉中)	小中学校 推進教師等 ①23名 ②23名	①7月1日(金) 13:45～16:30 ②10月7日(金) 13:40～16:30
	B ステップUP研修 基礎研修 初めてSKYメニューを使う人が、機能や操作方法を学ぶ。	SKY株式会社	新規採用教員 他市から転入者 38名	4月26日(火) 14:30～16:30 大門小学校 ランチルーム
	授業活用研修 SKYメニューの中から授業でよく使う方法を体験し、活用する実践力を身に付ける。(スキル表◎マスターコース)	SKY株式会社	希望者 12名	8月5日(金) 9:00～12:00 大門小学校 ランチルーム
	オンライン授業活用 オンライン授業での活用方法(ミラード、Teams)を体験し、実践力を身に付ける。(スキル表◎マスターコース)	ベネッセ株式会社	希望者 13名	④8月22日(月) 13:30～16:30 大門小学校 ランチルーム

射水市内 地域巡り 研修会	射水市内の歴史・文化・ 産業等の見学を基にした 研修を行い、教材研究の 充実を図る。	見学場所の担当の方 新湊博物館 大島絵本館 加茂神社	新規採用教員 及び希望者 32名	7月29日(金) 8:30~12:00 市内各施設
小学校 若手教員 研修会	国語・算数の教材研 究、学習指導案の作成、 授業研究、授業研究協議 等を通して、実践的指導 力の向上を図る。	西部教育事務所 指導主事(国・算)① 校長会推薦による若 手教員指導教員	2年次以上 5年次以下 教員 51名	①8月2日(火) ②12月26日(月) 国語 9:00~12:00 算数 13:30~16:30 市民交流プラザ
中学校 若手教員 研修会	各教科の教材研究、学 習指導案の作成、授業研 究、授業研究協議等を通 して、実践的指導力の向 上を図る。	西部教育事務所 指導主事① 校長会推薦による若 手教員指導教員	2年次以上 5年次以下 教員 33名	①7月26日(火) ②12月26日(月) 国・社・数・理 英・音・美・保体・技家 9:00~12:00 市民交流プラザ
特別支援教育 研修会	幼・小・中の連携の観 点から実践的指導力の向 上を図る。	特支教育マイスター 市特別支援指導主事	特支級担任、 通級指導担当、 市内幼稚園担 当者及び希望 者 29名	7月27日(水) 13:30~16:30 市民交流プラザ
体育実技研修 会(陸上競技)	児童の走力向上のため の具体的、段階的な指導 方法について、実技指導 を行う。	富山国際大学 子ども育成学部 講師 金子 泰子	小学校教諭 各校1名 15名	5月12日(木) 15:00~16:40 放生津小学校 ピロティ
理科教育講座 中級コース 【総教セ主催】	身近な地域の地層や川 の観察、大地のつくりと 植物・動物の観察を行 う。	総教セ 指導主事	高岡地区小中 学校教諭 希望者 15名	8月23日(火) 1日コース 9:00~16:00 射水市内

※【とやま呉西圏域連携事業「ICT教育環境に関する調査・研究」令和4年度事業】

ICT活用研修会(オンライン研修)6月2日(木)14:15~16:30 参加者:呉西6市 62名  
講師:信州大学 学術研究院 教育学系・准助教 佐藤 和紀 先生

### 3 射水市マイスター教員事業

#### ◇マイスター教員の任命数

小学校 12名(国語1、社会1、算数1、理科1、生活科1、体育1、外国語1、道徳1、特活1  
特支2、ICT1)

中学校 9名(国語1、社会2、数学1、理科2、音楽1、英語1、ICT1)

※高い専門性と指導力を有し優れた教育活動を実践している教員をマイスター教員に認定し、  
その実践的指導力を広く市内の教員に伝授した。

#### ◇主な活動

(研修指導) 特別支援教育研修会で研修指導者を務めた。ICT活用研修会では、研修の中心  
的役割を果たした。

(授業公開) 全19回中18回授業を公開した。授業参観者は小学校73名、中学校33名であった。

(先進教育等の県外研修) 専門性と指導力を高めるため、7名のマイスター教員が県外研修等に  
派遣した。

#### 4. 学び高め合う集団づくり支援事業

- ◇推進校 〈新湊南部中学校区〉新湊南部中学校、作道小学校、塚原小学校  
〈小杉南中学校区〉 小杉南中学校、金山小学校、中太閤山小学校、歌の森小学校
- ◇集団の「学び高め合い」と「いじめ・不登校予防対策」を支援するため、全校で年間2回のWEBQUの導入を図った。また、各校の校内研修に教育アドバイザーを派遣した。
- ◇教育アドバイザーの派遣実績  
学級づくり 6回 (水上和夫アドバイザー③ 宮原三千代アドバイザー③)  
WEBQU活用 11回 (宮原三千代アドバイザー⑥ 村田己智子アドバイザー⑤)  
特別支援教育 2回 (二上和代アドバイザー②)  
スクリーニングシート活用 7回 (釣吉美先生③・八尾千修先生④)

#### 5. 令和のとやま型教育推進事業

- ◇令和の時代に求められる教育理念の具現化と学習指導要領の確実な実施に資するよう、児童生徒の「資質・能力」の育成ための実践研究を推進し、その成果の普及を図った。  
・令和4年度 推進校 …… 〈射北中学校区〉射北中、片口小、堀岡小、東明小  
〈小杉中学校区〉小杉中、小杉小、太閤山小、下村小

#### 6. 小中学校におけるICT教育総合支援事業

- ◇ICT教育・プログラミング教育に関する教員の資質の向上とその普及を図る。  
・「調査研究事業」、「教職員研修事業」、「マイスター教員事業」を関連付け、向上を総合的に支援した。

#### 7. ICTを活用した学習支援事業

- ◇児童生徒の学習の質の向上や個別最適な学びの実践に向け、研修事業と関連付け、本市導入の学習支援ソフトの活用を推進するとともに、デジタル教科書の導入を図った。  
・学習支援ソフトの活用推進 「SKYメニュー」「ミライシード」の向上研修  
・児童生徒の自学自習ソフトの活用推進 「ドリルパーク」「e-ボード」  
・ICT教育推進に関する調査研究委員会による「ICTスキルスタンダード」「ICT活用のヒント集」の作成

#### 8. 小学生学び応援塾

- ◇中学年児童(小3)を対象とした放課後補充学習を支援し、基礎学力の定着を図った。  
(実施校5校) 小杉小学校、大門小学校、大島小学校、新湊小学校、歌の森小学校  
(学習支援) 学習支援員5名が、各校で年間21～25回の補充学習(算数)を支援した。  
※使用教材 …… 教育センターが準備した算数プリント

#### 9. 教育相談

活動名	内 容	担 当	実施回数
来所相談	問題を抱える保護者・教師・児童生徒に対して専門の相談員が面談して相談に応じる。	教育相談員	火・木曜日 13:00～17:00
学校訪問相談	保護者・児童生徒・教師の問題や生徒指導上の問題に対して、学校を訪問して相談に応じる。	教育相談員 センター職員	随時 受付月～金曜日 9:00～17:00
電話相談 メール相談	保護者・児童生徒・教師の問題や生徒指導上の問題に対して、電話やメール等で相談に応じる。 また、来所相談や学校訪問相談につなげる。	教育相談員 センター職員	随時 受付月～金曜日 9:00～17:00

## 9. 教育相談事業

活 動 状 況 ※ メール相談は令和2年度より実施													
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
来所相談	18	23	17	17	17	16	22	27	20	12	10		199
訪問相談	4	4	5	2	2	2	5	2	1	2	3		32
電話相談	13	8	10	8	11	15	2	5	6	3	13		94
★メール相談									1				1
合計	35	35	32	27	30	33	29	34	28	17	26		326

## 10. スクールソーシャルワーカー活用事業（市費負担10名・県費負担7名）

◇不登校、いじめ・暴力行為・児童虐待、児童生徒の心の問題、経済面や健康面、言語面を含めた家庭問題等のうち、学校だけでは対応が困難なものに対して、家庭環境等の改善に向けて関係機関と連携して働きかけるとともに、児童生徒や保護者の支援を行った。

活 動 状 況 (回数)													
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
市SSW	93	94	120	96	14	104	109	104	94	69	86		983
県SSW	44	52	64	33	4	53	60	58	32	16	61		477
合計	137	146	184	129	18	157	169	162	126	85	147		1460

## 11. 小中学校家庭教育専門支援員活用事業(市費負担小学校1名・中学校1名)

◇本市の不登校の要因として、親子関係や家族関係等の家庭環境に起因するものも多く、より複雑なケースが増加している。家庭に悩みを抱える児童生徒の相談体制を充実させるとともに、家庭訪問を通して保護者や児童生徒に対する支援の強化を図るために配置している。

- ・家庭に不安を抱える児童生徒の早期発見のためのスクリーニングの手法を推進した。
- ・ケース支援のために学校及び子育て支援課、児童相談所等の関係機関との連絡調整を行った。

活 動 状 況 (回数)													
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
小学校	8	9	10	11	7	6	9	8	7	5	10		90
中学校	14	14	14	17	11	11	12	14	14	11	14		146
合計	22	23	24	28	18	17	21	22	21	16	24		236

活動内容 (件数)	小学校	中学校
いじめに関する相談・支援	0	0
不登校に関する相談・支援	13	6
家庭・親子関係に関する相談・支援	35	11
学級・集団づくりに関する相談・支援	7	0
本人の障害や病気に関する相談	9	5
本人自身の悩み等に関する相談	17	3



## 12. 教育支援センター

活動名	内 容	備 考										
社会的自立支援	不登校児童生徒に対して、必要に応じた学習支援等を行い、社会的な自立につながる環境を整える。	月～金曜日 9:00～15:00										
教育相談	児童生徒、保護者や学校からの教育相談に応じる。	月～金曜日 9:00～17:00										
通 級 状 況 (児童生徒数) ※在籍 (通級) は累積数を記載												
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
在籍 (通級)	5	9	10	11	11	13	14	17	19	22	22	
体 験	6	2	3	3	4	5	5	4	5	3	9	
見学・相談	1	1	3	2	1	2		6	2	1	1	
合 計	12	12	16	16	16	20	19	27	26	26	32	

## 13. その他の事業

事業名	内 容
射水市科学展覧会	<ul style="list-style-type: none"> <li>射水市科学展覧会の企画運営、展示、表彰等</li> <li>優秀作品集の作成</li> <li>富山県科学展覧会との連絡・調整、搬入、搬出等</li> </ul> <p>〈日程〉 搬入、審査 …… 9月9日(金) 公開展示 …… 9月10日(土)～11日(日) 9:00～16:00 搬出 …… 9月12日(月)</p> <p>〈会場〉 救急薬品市民交流プラザ</p> <p>出品数 小学校77点 中学校25点 計102点 最優秀賞(県出品) 小学校5点 中学校2点 計7点 最優秀賞 小学校5点 中学校2点 計7点 創意工夫賞 小学校15点 中学校5点 計20点 研究努力賞 小学校15点 中学校4点 計19点 ※ 来場者数 2日間合計 721名 特別賞(連続出品) 小学校7名 中学校15名</p>
射水市教育論文・教育実践記録募集	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育論文・教育実践記録の募集企画、審査、表彰等</li> </ul> <p>〈日程〉 応募票提出 1月5日(木) 論文等提出 1月10日(火) 表彰式 2月24日(金)</p> <p>応募数 小学校12点 中学校6点 計18点</p>
図書、資料等の貸出等	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育図書や教材資料等の紹介、貸与等</li> <li>地域人材情報、地域教材資料の提供等</li> </ul>
情報収集、情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>不審者情報、交通事故、問題行動等の情報収集及び提供</li> <li>射水警察署との連携</li> <li>ネットパトロールからの連絡確認</li> </ul>
情報発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業概要、教職研修、生徒指導、適応指導教室等に関する情報発信</li> <li>活動内容等に関する情報発信</li> </ul>

14. 射水市生徒指導協議会事務局

※年5回を4回に削減(R3～)

研修会	実施日	内 容
全体研修会	4月21日(木)	令和4年度役員、事業案承認 令和3年度事業報告及び令和4年度事業計画
第1回生徒指導研修会		講話：射水警察署生活安全課長 部会研修(中学校区情報交換)
第2回生徒指導研修会	6月23日(木)	講話：西部教育事務所生活指導主事 部会研修(中学校区情報交換)
第3回生徒指導研修会	11月24日(木)	講話：NPO法人はあとびあ21 事務局長 部会研修(中学校区情報交換)
第4回生徒指導研修会	2月9日(木)	講話：西部教育事務所主任指導主事 部会研修(中学校区情報交換)

15. その他の事務局

学力向上委員会 (4回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国学力学習状況調査結果の考察と学力向上策についての意見交換</li> <li>・「今後の射水市の取組・教員セルフチェックシート(R4・3学期～R5・2学期間)」の検討と作成</li> </ul> <p>小・中校長各1名 萩中 弘恵(下村小) 小竹 信成(射北中)                      小・中教頭各1名 竹林ゆかり(太閤山小) 竹内 文恵(小杉中)                      小・中教務各1名 古田 節子(金山小) 龍瀧 治広(大門中)                      小・中生指各1名 林 文男(中太閤山小) 中野 文男(小杉南中)</p> <p>第1回 6月28日(火) 15:00～16:30 市役所401                      第2回 9月6日(火) 14:30～16:30 市役所302 ※全国学調委と合同                      第3回 10月25日(火) 15:30～16:30 オンライン会議</p>
市教育を 考える会(3回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今日的な教育的課題についての考察 等</li> </ul> <p>世話人(小学校2名・中学校2名) ※市教務主任会から選任</p> <p>①8月6日(土) }                      ②11月5日(土) } 会場 救急薬品市民交流プラザ                      ③1月28日(土)</p>

## 令和 5 年 4 月 の 主 な 行 事 予 定

日	曜	時間	場 所	行 事 予 定	主務・関連課	教育委員出席
1	土					
2	日					
3	月					
4	火					
5	水					
6	木		市内小中学校	第1学期始業式	学校教育課	
7	金		市内小学校	小学校入学式	学校教育課	○
8	土					
9	日					
10	月		市内幼稚園	幼稚園入園式	学校教育課	
10	月		市内中学校	中学校入学式	学校教育課	○
11	火					
12	水					
13	木					
14	金					
15	土					
16	日	6:30	氷見市～朝日町 県内9市町	富山湾岸サイクリング2023	生涯学習・スポーツ課	
16	日	9:00	新湊アイシン軽金属スポーツセンター	令和5年度 射水市スポーツフェスタ総合開会式	生涯学習・スポーツ課	○
17	月					
18	火					
19	水					
20	木	11:30	高周波文化ホール	東海北陸都市教育長協議会役員会・総会・情報交換会	学校教育課	教育長
21	金	8:40	市内	東海北陸都市教育長協議会視察研修	学校教育課	教育長
22	土	11:00	中央図書館	春のお楽しみ子ども会	中央図書館	
23	日	13:30	救急薬品市民交流プラザ	いみず女性ネットワーク総会	生涯学習・スポーツ課	教育長
24	月					
25	火					
26	水	15:00	会議室401	定例教育委員会	学校教育課	○
27	木					
28	金					
29	土					
30	日					

## 展示等

自	至	場所	展示名	自	至	場所	展示名
3/17	4/11	中央図書館	「あなたの『スタート!』応援します」展	4/21	7/2	新湊博物館	「美しい国とやま! 一風家画にみる富山県の自然」展
4/21	5/16	中央図書館	こどもの読書週間2023「絵本キャラクター選手権!」展				

※行事等については、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、中止となる場合があります。

## 令和5年5月の主な行事予定

日	曜	時間	場 所	行 事 予 定	主務・関連課	教育委員出席
1	月					
2	火					
3	水					
4	木	10:00 13:30	高周波文化ホール	令和5年度射水市二十歳のつどい	生涯学習・スポーツ課	○
4	木	15:00	下村加茂神社	下村加茂神社春季大祭(やんさんま)	生涯学習・スポーツ課	教育長
5	金					
6	土	14:00	救急薬品市民交流プラザ	射水市PTA連絡協議会総会	学校教育課	教育長
7	日					
8	月			修学旅行(新湊中、射北中)(~5/10)	学校教育課	
9	火			修学旅行(新湊南部中、小杉中、小杉南中)(~5/11)	学校教育課	
10	水					
11	木			修学旅行(大門中)(~5/13)	学校教育課	
12	金					
13	土		右記小学校	小学校運動会(作道、堀岡、中太閤山、大門)	学校教育課	
14	日					
15	月					
16	火					
17	水					
18	木					
19	金					
20	土		右記小学校	小学校運動会(放生津、新湊、片口、東明、塚原、金山、歌の森、太閤山、下村、大島)	学校教育課	
21	日	8:30	海王丸パーク	海の生活体験交流会(射水市児童クラブ連合会)	生涯学習・スポーツ課	
22	月					
23	火					
24	水					
25	木					
26	金					
27	土		右記小学校	小学校運動会(小杉)	学校教育課	
28	日					
29	月					
30	火					
31	水					

### 展示等

自	至	場所	展示名	自	至	場所	展示名
4/21	7/2	新湊博物館	「美しい国とやま！—風家画にみる富山県の自然」展				

※行事等については、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、中止となる場合があります。